

市外在住で引き続き 修学する方、学校を 卒業する方、学校を 届出を忘れずに

問い合わせ
保険介護課 ☎592141

市外に住民登録をして修学されている方で、特例により大竹市の国民健康保険に加入されている方が引き続き修学する場合または卒業する場合は、保険介護課に届出が必要です。

○引き続き修学する方

在学証明書(4月1日以降発行のもの)または学生証(有効期間のあるもの)、印鑑

○卒業後、就職する方

就職先の健康保険証または加入証明書、印鑑、大竹市国民健康保険被保険者証

※ 卒業日から就職まで空白期間がある場合は、住民票を登録している自治体で国民健康保険に加入する必要があります。

○卒業後大竹市以外に居住する方

卒業証書または証明書、印鑑、大竹市国民健康保険被保険者証

マイナンバー制度、はじまります



マイナンバー制度とは

住民票を有する全ての方に一人一つの番号を付して、社会保障、税、災害対策の分野で効率的に情報を管理し、複数の機関に存在する個人の情報が同一人の情報であることを確認するために活用する制度です。

国の機関や他市町村などとの情報連携が可能になることで、窓口などでの各種申請手続きの時に必要となる添付書類が削減されるなど、市民の皆さんの利便性の向上や行政事務の効率化が図られます。

👉 **平成 28 年 1 月**から、社会保障、税、災害対策の分野で、法律や条例で定められた行政手続きにマイナンバーの利用が始まります。年金や健康保険などの手続き、確定申告などの税の手続きなどで、マイナンバーの記載が必要となります。番号が漏えいし、不正に使われるおそれがある場合を除き、マイナンバーは一生変更されません。

👉 **平成 27 年 10 月**から、住民票の住所に、マイナンバーが記載された通知カードを送付します。マイナンバーは一生使うものですから、大切にしてください。

👉 **平成 28 年 1 月**から、希望者からの申請により個人番号カードを交付します。(通知カードは回収します)個人番号カードには、氏名、住所、生年月日、性別、マイナンバーなどが記載され、ご本人の顔写真が表示されます。本人確認のための身分証明書として利用できるほか、国税の電子申告などのサービスに利用できる予定です。なお、住民基本台帳カードは有効期限まで利用できます。

マイナンバーに関する ホームページやコールセンターがあります

詳しくは、内閣官房「社会保障・税番号制度」のホームページをご覧ください。
マイナンバー制度に関するお問い合わせは、内閣府のコールセンターをご利用ください。

【日本語窓口】

☎0570-20-0178 (全国共通ナビダイヤル)

【外国語窓口】

☎0570-20-0291 (全国共通ナビダイヤル)

※ 平成 26 年度は英語のみの対応となります。

※ ナビダイヤルは、通話料がかかります。

【対応時間】

9 時 30 分～ 17 時 30 分 (土・日曜日、祝日、年末年始を除く)



マイナンバーキャラクター
マイナちゃん